

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年 2月 28日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

使用予定電力量（高圧による供給期間総計） 4, 068, 323kwh

なお、使用予定電力量は、令和5年度の4月～1月及び令和4年度の2月～3月の使用実績等を参考に令和6年度の使用予定量（別紙1）を算出したものであり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地 天神浄化センター

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札による方法で実施する。

イ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）（以下、「環境配慮方針」という。）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。
- (7) 仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班

電話 0858-35-4423

電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

(2) 入札説明書の交付方法

ア 入札説明書は、令和6年2月28日（水）から同年3月7日（木）までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ（<http://www.t-tenjin.org>）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和6年2月28日（水）から同年3月7日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和6年3月8日（金）午後1時30分

イ 場 所

(1) に同じ（天神浄化センター管理棟 2階小会議室）

4 入札参加者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格の条件を承知の上、入札に参加すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた毎月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

使用予定電力量（高圧による供給期間総計） 4, 068, 323 kwh

なお、使用予定電力量は、令和5年度の4月～1月及び令和4年度の2月～3月の使用実績等を参考に令和6年度の使用予定量（別紙1）を算出したものであり、流入する汚水量や天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 供給期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地 天神浄化センター

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有し、その業種区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この調達の公告日において電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことができる者であること。

3 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給等約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給等約款の条項を実施する上で、需要設備に機器等の付加が必要であるときは、自らの負担により行うこと。(ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、発注者との協議により行うことができる。)

なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給開始日に間に合わせて供給すること。

4 契約する者

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 田村 満男

5 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 総務班
電 話 0858-35-4423
電子メール tottorigesui@t-tenjin.org

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 入札説明書は、令和6年2月28日(水)から同年3月7日(木)までの間に公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社ホームページ(<http://www.t-tenjin.org>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

イ 交付期間及び交付時間

令和6年2月28日(水)から同年3月7日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ウ 交付場所

(1)に同じ

- (3) 郵便等による入札

不可とする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時

令和6年3月8日(金)午後1時30分

イ 場 所

(1)に同じ (天神浄化センター管理棟 2階小会議室)

6 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に令和6年3月1日(金)午後4時まで提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年3月4日(月)にインターネットホームページ(<http://www.t-tenjin.org/>)によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、8の提出書類を、入札日当日5の(4)の場所に持参し提出すること。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 提出書類

提出書類は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(2)を証するもの(資格決定通知書の写し)
- (3) 2の(5)を証するもの(小売電気事業の登録を受けている者であることの書類の写し)
- (4) 鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(様式第3号)及び確認資料
- (5) 仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことが分かる供給体制図等

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。
 - ア 入札書(様式第4号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記載すること。
 - イ 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の合計金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。
 - ウ 入札書には、入札金額の算定内容を記載した天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給内訳計算書(様式第7号)(以下「内訳計算書」という。)を同封すること。

なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。
 - エ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とする。
 - オ 電力量料金単価には、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないこと。燃料費等調整単価は、鳥取県管内の旧一般電気事業者である中国電力株式会社の燃料費等調整制度の基準単価と同一とする。
 - カ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法が分かる書類(任意様式)を内訳計算書と共に提出すること。

なお、割引額算定に当たり、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、6の(1)に示す方法により質問書を提出すること。
 - キ 電気・ガス価格激変緩和措置について「令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下「激変緩和対策事業」という。)による電力量料金の値引きは、入札金額及び入札時の電力量料金単価に含めないこと。また、本件入札の日までに同様の対策が実施された場合も入札金額及び入札時の電力量料金単価に含めないこと。ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、激変緩和対策事業の値引きを請求額に含めること。

- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第5号)を5の(4)の場所に提出しなければならない。
- (5) 委任状及び入札書の宛名は、「公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 田村 満男」とする。
- (6) 再度入札は2回とする(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札者は、入札書の記載内容をまっ消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (9) 入札参加者は、入札執行前及び入札執行中であっては、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前であっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中であっては、入札辞退届を提出すること。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の供給期間合計金額(以下「供給期間見込額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 内訳計算書が提出されていない入札
- (10) 入札書の「入札金額」と内訳計算書の「入札書記入金額」が一致していない入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

なお、契約書に記載する金額は、提出された内訳計算書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価とする。

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として供給期間見込額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者がカ又はキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 前各事項に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第6号)を5の(1)の場所に提出すること。

(様式第1号)

入札参加資格確認書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

調達件名：天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいます。
- 3 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日までに指名停止措置を受けた場合、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、この調達の開札日までに更生手続開始の申立てを行った、又は再生手続開始の申立てを行った場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者です。それを証するものは別添のとおりです。
- 6 当社は、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者です。それを証するものは別添のとおりです。
- 7 当社は、仕様書の4に記載された電気の供給条件を満たすことができる者です。その説明資料は別添のとおりです。

上記のとおり相違ないことを誓約し、入札への参加を申請します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

(様式第2号)

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)
担当者部署
担当者氏名
電 話
F A X
電子メール

「天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給」に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3号)

令和 年 月 日

鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 田村 満男 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

下記の報告内容に相違ないことを誓約します。

令和3年度の状況

基本項目		数 値	点 数	確認資料
①	令和3年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数	(kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況			算出根拠となる書類
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況			算出根拠となる書類
加点項目 ※基本項目合計点が70点に満たない場合のみ		状 況	点 数	確認資料
④	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	実施 ・ 未実施		取組が分かる書類
合計点数				

(様式第4号)

入 札 書 (第 回)

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人をして入札を行う場合)

代理人 住 所

氏 名

印

印

調 達 件 名	天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給
供 給 場 所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地 天神浄化センター
供 給 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
入 札 金 額	金 円

(注1) 代理人をして入札を行う場合は、入札者欄と併せて代理人欄を記載すること。その際、入札者欄の印影は不要とする。

(注2) 入札金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、見積金額算定内容を記載した天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給内訳計算書(様式第7号)の(K)欄の入札書記入金額を記入すること。

(注3) 入札金額は、算用数字で記載すること。

(様式第5号)

委 任 状

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

私は、住所 氏名 を代理人と定
め、次の案件に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

受 任 者 住 所

氏 名

件 名	天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給
供 給 場 所	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜 1517 番地 天神浄化センター

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類（様式第6号）を落札決定後速やかに提出してください。

(様式第6号)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男 様

(申請者)

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

印

(この申請に係る担当者及び連絡先)

所属・職・氏名
電 話 番 号
ファクシミリ
電子メールアドレス

令和6年2月28日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条第4項の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 調達件名 天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給

注1 申請者は、案件の契約を行う者（代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者）とすること。

注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券（写し不可）を添付すること。

注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績（過去2年間に履行した実績に限る。）を証するもの（契約書写し等）を添付すること。

天神川流域下水道天神浄化センターで使用する電気の供給内訳計算書

商号又は名称

代表者氏名

	基本料金					電力量料金			固有の 割引額 [円]	電気料金合計 [円]
	予定 契約電力 [kW]	基本料金 単価 [円/kW]	力率 割引率	固有の割引額	金額 [円]	予定使用 電力量 [kWh]	電力量 料金単価 [円/kWh]	金額 [円]		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)=A×B×C-D	(F)	(G)	(H)=F×G		
4月	870				0.00	317,117		0.00		0
5月	870				0.00	331,702		0.00		0
6月	870				0.00	328,186		0.00		0
7月	870				0.00	381,182		0.00		0
8月	870				0.00	405,804		0.00		0
9月	870				0.00	361,798		0.00		0
10月	870				0.00	331,930		0.00		0
11月	870				0.00	315,216		0.00		0
12月	870				0.00	319,877		0.00		0
1月	870				0.00	332,846		0.00		0
2月	870				0.00	297,547		0.00		0
3月	870				0.00	345,118		0.00		0
合計						4,068,323				年間合計金額(K) 0

- 記載する各単価、割引額等金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記入すること。
- 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とし、電力量料金単価には燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。燃料費等調整単価は、中国電力株式会社の基準単価と同一とする。
- 力率による割引制度がある場合は、力率割引率(C)欄にその割引に相当する乗数を記載すること(例：15%割引されるのであれば0.85と記載し、割引がない場合は1と記載すること。)
- 契約電力に関する割引制度(長期契約等)がある場合は、固有の割引額(D)欄にその割引に相当する金額を記載し、その割引制度及び記載した割引額の算定方法がわかる書類(任意様式)を添付すること。
- 固有の割引額(I)欄には、入札者固有の割引制度が適用できる場合(基本料金における割引制度(D)欄を除く。)に、その金額を記載し、その割引制度及び記載した割引額の算定方法がわかる書類(任意様式)を添付すること。
- 令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業による電力量料金の値引きは、入札金額及び入札時の電力量料金単価に含めないこと。
- 基本料金金額(E)欄及び電力量料金金額(H)欄は、小数点第2位まで記載することとし、小数点第3位以下については、入札者ごとの電気料金算定基準に則り、切り上げ又は切り捨てを行うこと。
- 各月の電気料金合計(J)欄には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。
- 年間合計金額(K)欄には、各月の電気料金を合計した金額を記載することとし、この金額を入札書に記載すること。
- 月表示は使用月を示す。